

「技能実習生向け技能実習ガイドブック」訂正事項

2012年7月9日の改正入管法施行に伴い、「外国人登録制度」が廃止され、新たに「在留カード」が交付されます。これに伴い本文を下記の通り修正いたします。

P10 VI 日本滞在中に留意すべき点について

修正前

3. 旅券や外国人登録証の自己管理

技能実習生は、入国後外国人登録証明書が交付されるまで、旅券を必ず携帯しなければなりません。外国人登録証明書が交付されたら、それ以降は旅券ではなく外国人登録証明書を常時携帯しなければなりません。在留期間更新または在留資格変更手続きをするとき以外は旅券を使うことはありませんので、盗まれないよう自分で大切に保管してください。

↓

修正後

3. 旅券や在留カードの自己管理

技能実習生は、入国後在留カードが交付されるまで、旅券を必ず携帯しなければなりません。在留カードが交付されたら、それ以降は旅券ではなく在留カードを常時携帯しなければなりません。在留期間更新又は在留資格変更手続きをするとき以外は原則旅券を使うことはありませんので、盗まれないよう自分で大切に保管してください。

(注) 2012年7月9日に「外国人登録証明書」を所持する技能実習生の場合、在留期間の満了日までの期間、当該「外国人登録証明書」は「在留カード」と見なされます。